

○衆議院法制局事務分掌規程

(昭和二十三年七月九日制定)

改正 昭二十三年一〇月一二日 昭二六年五月一四日

昭三〇年五月一〇日 昭三〇年一〇月一六日

昭三〇年九月一〇日 昭三〇年三月一六日

- 三 行政監視に係る法制に関する事務に係る企画調整の事務
- 四 政治倫理及び公の選挙の制度に係る法制に関する事務
- 五 次に掲げる委員会の所管に属する法制に関する事務
- イ 国家基本政策委員会
- ロ 決算行政監視委員会
- ハ 議院運営委員会
- 二 懲罰委員会
- 六 憲法審査会の所管に属する法制に関する事務
- 七 情報監視審査会の所管に係る法制に関する事務
- 八 秘書事務並びに人事、予算及び会計、福利及び厚生その他局内の庶務に関する事務
- 九 立法例の調査 法令台帳の整備その他法制に関する資料の収集、整理及び調製に関する事務
- 十 情報の電子計算機による処理に関する事務
- 十一 衆議院法制局の保有する個人情報の保護に関する事務
- 第三条 法制企画調整部に企画調整課、基本法制課、総務課及び調査課並びに企画調整監一人を置く。
- ② 企画調整課においては、前条第一号及び第二号に掲げる事務、同条第五号ロからニまでに掲げる委員会の所管に属する法制に関する事務並びに同条第七号に掲げる事務並びに他の部課の所掌に属しない事務をつかさどる。
- ③ 基本法制課においては、前条第一号及び第四号に掲げる事務、同条第五号イに掲げる委員会の所管に属する法制に関する事務並びに同条第六号に掲げる事務をつかさどる。
- ④ 総務課においては、前条第八号及び第十一号に掲げる事務をつかさどる。
- 一 憲法及び国家の基本政策に係る法制に関する事務に係る企画調整の事務

かさざる。

(5) 調査課においては、前条第九号及び第十号に掲げる事務をつかさどる。

(6) 企画調整監は、部長を助け、前条第一号から第四号までに掲げる事務について調整し、部務を整理する。

第四条 第一部は、次に掲げる委員会の所管に属する法制に関する事務をつかさどる。

- 一 内閣委員会
- 二 総務委員会
- 三 安全保障委員会

第五条 第一部に第一課及び第二課を置く。

(2) 第一課においては、前条第一号及び第二号に掲げる委員会の所管に属する法制に関する事務をつかさどる。

(3) 第二課においては、前条第二号に掲げる委員会の所管に属する法制に関する事務をつかさどる。

第六条 第一部は、次に掲げる委員会の所管に属する法制に関する事務をつかさどる。

- 一 法務委員会
- 二 財務金融委員会
- 三 予算委員会

第七条 第二部に第一課及び第二課を置く。

(2) 第一課においては、前条第一号に掲げる委員会の所管に属する法制に関する事務をつかさどる。

(3) 第二課においては、前条第一号及び第二号に掲げる委員会の所管に属する法制に関する事務をつかさどる。

第八条 第三部は、次に掲げる委員会の所管に属する法制に関する事務をつかさどる。

- 一 外務委員会
- 二 文部科学委員会
- 三 経済産業委員会
- 四 環境委員会

第九条 第三部に第一課及び第二課を置く。

(2) 第一課においては、前条第一号及び第一号に掲げる委員会の所管に属する法制に関する事務をつかさどる。

(3) 第二課においては、前条第二号及び第四号に掲げる委員会の所管に属する法制に関する事務をつかさどる。

第十条 第四部は、次に掲げる委員会の所管に属する法制に関する事務をつかさどる。

- 一 農林水産委員会
- 二 国土交通委員会

第十一条 第四部に第一課及び第二課を置く。

(2) 第一課においては、前条第一号に掲げる委員会の所管に属する法制に関する事務をつかさどる。

(3) 第二課においては、前条第一号に掲げる委員会の所管に属する法制に関する事務をつかさどる。

第十二条 第五部は、厚生労働委員会の所管に属する法制に関する事務をつかさどる。

第十三条 第五部に第一課及び第二課を置く。

(2) 第一課においては、前条に掲げる委員会の所管に属する法制に関する事務のうち労働行政に係るものをつけさどる。

③ 第二課においては、前条に掲げる委員会の所管に属する法制に関する事務のうち厚生行政に係るものをつかさどる。

第十四条 特別委員会の所管に属する法制に関する事務については、

事案の内容に応じ、最も密接な関係を有する部課の所掌とする。

第十五条 法制局長は特に必要があると認めるときは、臨時に各部

課の所掌事務につき他の部課をして助けしめることができる。

第十六条 部又は課に、特に必要がある場合には、主幹を置くことができる。

② 主幹は、上司の命を受け、所属する部又は課の所掌事務のうち

特定事項に関する事務をつかさどる。

第十七条 法制主幹の下に法制例規室を置く。

② 法制例規室においては、法制に関する立案に係る例規の調査及び研究に関する事務並びに法制主幹から特に命ぜられた事項に関する事務をつかさどる。

③ 法制例規室に室長を置く。

④ 室長は、上司の命を受け、室務を掌理する。

第十八条 衆議院法制局に、特に重要な法制に関する事項を調査させることのため必要がある場合には、客員調査員を置くことができる。

② 客員調査員は、学識経験のある者のうちから、法制局長が委嘱する。

③ 客員調査員は、非常勤とする。

附 則

この規程は、昭和一十三年七月九日から、これを実施する。

附 則（令和二年三月三十一日）

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

○衆議院法制局職員の定員に関する件

（平成十三年三月十五日議長決定）

改正

平一六年五月二日

平一七年三月二十九日

平一五年一月八日

平一八年三月三一日

平一五年一月二十六日

令二年三月二十六日

衆議院法制局職員（法制局長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員、配偶者同行休業をしている職員及び非常勤職員を除く。）の定員は、八十五人とする。

附 則

本件は、平成十三年三月十五日から施行する。

附 則（令和二年三月二十六日）

本件は、令和二年四月一日から施行する。